

## 一般社団法人日本看護系大学協議会 総務会に関する申し合わせ

### (目的)

第1 総務会は、理事会の円滑な運営に寄与することを目的とする。

### (協議事項)

第2 総務会の協議事項は、以下の通りとする。

- (1) 理事会の議題の作成に関する事項
- (2) 本会および事務所の財務・運営に関する事項
- (3) 規程の制定および改廃等の原案作成に関する事項
- (4) 対外的な即時対応が必要な事項
- (5) 会員の入退会に関する事項
- (6) その他、総務および理事会の運営に関する事項

### (総務会の構成)

第3 総務会は次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 代表理事
- (2) 副代表理事
- (3) 常任理事
- (4) 総務担当理事
- (5) 財務担当理事
- (6) 事務局長

その他、必要に応じて構成員以外の者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

### (本申し合わせの改正)

第4 本申し合わせの改正は、理事会の決議により行う。

附則 この申し合わせは、2020年7月17日から施行する。